

## 五省会実務者研修課程学則・実施要領等

(研修事業者の名称、所在地)

第1条 本研修は下記の事業者が実施する。

- (1)名称 特定医療法人財団 五省会
- (2)所在地 富山県富山市高田 70 番地

(講義・演習の実施場所)

第2条 本研修は下記の実施場所で行う。

- (1)名称 介護老人保健施設 みどり苑
- (2)所在地 富山市秋ヶ島 146 番地 1

(研修事業の目的)

第3条 高齢化の進展や世帯構造の変化のなかで、介護ニーズが多様化し、より質の高い介護サービスが求められている。本研修は、そのような介護サービスの中心的な担い手となる人材育成を図るため、必要とされる知識・技術を有する質の高い介護福祉士の養成を行う。

(研修課程及び形式)

第4条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。  
介護福祉士実務者研修課程 通信制

(研修事業の名称)

第5条 研修の名称は、次のとおりとする。  
五省会実務者研修課程

(受講期間)

第6条 受講期間は別紙 「カリキュラム・受講料一覧」 のとおりとする。

(休業日)

第7条 面接授業・演習開催日を除く、土日祝祭日  
2 前項の規定に係わらず、課程長は、臨時の休業日を定め、また休業日を変更することができる。

(受講開始の時期)

第8条 受講開始の時期は、募集で明示した開講日とする。

(受講資格)

第 9 条 受講することができる者は、所定の受講料を支払い、課程長が書類審査結果を確認して、受講を認めた者とする。

(研修カリキュラム・履修方法)

第 10 条 研修カリキュラムは別紙 「カリキュラム・受講料一覧」 のとおりとする。

(クラス、受講定員)

第 11 条 2 クラス 40 名とし、定員になり次第、締め切る。

(受講料)

第 12 条 受講料は次のとおりとする。

別紙「カリキュラム・受講料一覧」テキスト代込(税別) のとおりとする。ただし特別の事情がある場合は、分納を認めることがある。

2 上記受講料の他、検定料、入学金は設定しない。

(使用教材)

第 13 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(1) テキスト 「介護福祉士実務者研修テキスト」

中央法規出版株式会社等 発行

(2) 備品 成人用ベッド、車いす、排せつ用具、歩行補助つえ、吸引装置一式、経管栄養用具一式他

(遅刻・早退・欠席の扱い)

第 14 条 15 分以内の遅刻及び早退は、2 回で欠席 1 日とみなす。

(振替受講と補講の取扱い)

第 15 条 振替受講の取扱いについては次のようにする。

受講者は、研修期間内においてやむを得ない事情等で欠席した場合、次回以降に開催する五省会実務者研修課程の同一科目を、欠席届の提出により振替受講できるものとする。

(募集手続)

第 16 条 募集手続は次のとおりとする。

(1) 当法人指定の申込用紙(ホームページからもダウンロード可) に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(2) 当課程は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書並びに教材を受講者宛に送付する。

(3) 受講決定案内を受けた受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第 17 条 学習科目は介護職員初任者研修等保有資格によって、科目免除を実施する。別紙「カリキュラム・受講料一覧」参照

(通信課程の実施方法)

第 18 条 通信課程に関しては次のとおりとする。

(1)実施方法

添削課題を期日までに提出する。合格点に達しない場合、合格点に達するまで再提出する。再提出を求められた場合、再試験料 1 0 0 0 円を支払い、一週間以内に提出するものとする。学習段階が定められている科目 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲなど) は順序どおりに行う。

(2)評価方法

各科目 60 点以上を合格とする。点数判定できないものがある場合、達成度を A (1 0 0 ~ 8 0 %)、B (7 9 ~ 6 0 %)、C (5 9 %以下) 判定とし、B 判定以上を合格とする。期間中に全科目合格できない場合、次回以降に開催する五省会実務者研修課程の面接授業を受講することができる。

(3)受講生への対応

添削問題に関する質問等については、E-mail または FAX にて受け付け、必要に応じ講師に照会する。

(修了の認定)

第 19 条 修了の認定は第 7 条に定めるカリキュラムにおいて、介護過程Ⅲ、医療的ケアそれぞれ日程の 2 / 3 以上の出席、1 ~ 19 回 (保有資格によって異なる) の通信添削課題の合格、修了試験の合格 (医療的ケア演習は、指導された手引きの手順どおりに実施できていることが確認された場合、合格とする。) が確認された受講生、および受講料等が完納されている者を修了者と認める。合格基準については、第 18 条 (2) 評価方法と同様とする。

(卒業)

第 20 条 前条の規定を充足した者については、課程長が卒業を認定する。

(受講取り消し)

第 21 条 受講生が当校の定める諸規定を守らず、次の行為のあった者には受講の取り消しを命ずることがある。

(1)学力劣等で、修了の見込みが無いと認められる者

(2)正当な理由がなく、出席が常でない者

(3)修了試験で不正な行為を行った者

(4)その他、別紙「面接授業ルール」を遵守せず研修の秩序を乱していると認められる者  
なお、自ら退学する場合は、受講生は「退学願」を提出する。

(休学)

第 22 条 疾病その他やむを得ない事情により、休学しようとする者は、課程長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病等のため受講することが適当でないと認められる者については、課程長は休学を命じることができる。

(休学の期間)

第 23 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、第 6 条の受講期間には含めない。

(復学)

第 24 条 休学期間中にその事由が消滅した場合、受講定員に欠員があれば、課程長の許可を得て、復学することができる。

(納付した受講料等)

第 25 条 納付した受講料等は、原則として返却しない。

(懲戒)

第 26 条 次の各号に該当する受講生に対しては、課程長が教官、事務員と協議して、これを懲戒する。

(1) 性行不良で改悛の見込みがないと認められる者

(2) 修学努力が著しく不足していると認められる者

(3) 課程内の秩序を乱しその他受講生としての本分に反した者

2 前項の懲戒はその行為の軽重に従い、訓戒、受講停止および受講取り消しとする。

(課程組織)

第 27 条 本課程に課程長、教官、助教官、事務職員及びその他必要な職員をおく。

(施行規則)

第 28 条 この学則に必要な細則、及びこの学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当法人が定めることができる。

(附則)

この学則は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。